

(パートタイム)

通 勤 届

任命権者 様

千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定により、通勤の実情を届け出ます。

届出日 令和 年 月 日

届出者	就業所属	千葉市立 学校				職員番号 氏 名					
	所在地	千葉市				住 所					
主たる届出事由		1 新規 2 住居の変更 3 通勤経路又は方法の変更 4 その他 ()						届出事由 発生年月		令和 年 月 日	
順路	通勤方法 の 別	路線会社名	区 間	距 離	片道運賃	定期券			認定内容		
						1か月定期券	3か月定期券	6か月定期券	回数券	支給月(毎月支給は省略可)	支給内訳
1			住居 から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
2			から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
3			から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
4			から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
5			から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
6			から まで	km						5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	
計				km							

◎記入上の注意

- この届には、通常の通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しないこと。
- 通勤経路の略図を裏面に記入すること。
- 「主たる届出事由」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、電車、バス、モノレール、自転車、バイク、動車等を記入すること。
- 「区間」の欄には、交通機関を使用する場合、乗降する駅名又はバス停名を正確に記入すること。
- 「定期券等」の欄には、それぞれの定期券に応ずる額を全て記入すること。

(太枠の中のみ記入。)

交通用具使用者支給額	円
(非課税限度額(月額))	()
支給上限額到達者	
55,000円× 月＝	円

就業所属長 確認欄

通 勤 経 路 の 略 図

◎記入上の注意

- 1 住居から勤務地まで記入すること（経路は、朱線によること。）。
- 2 通勤の順路に従い、通勤方法の別（徒歩、〇〇線、〇〇バス、モノレール、自動車、バイク、自転車等）を記入すること。

自動車等の交通費

片道の距離	支給額(月額)	非課税限度額	片道の距離	支給額(月額)	非課税限度額
2km未満	90円	0円	35km未満	850円	18,700円
5km未満		4,200円	40km未満	980円	24,400円
10km未満	190円		45km未満	1,110円	
15km未満	320円	7,100円	50km未満	1,190円	28,000円
20km未満	460円	12,900円	55km未満	1,270円	
25km未満	590円		60km未満	1,360円	31,600円
30km未満	720円	18,700円	60km以上	1,440円	

※ 片道の通勤距離が1 k m未満の場合は、支給しない。

※※ 徒歩の場合は、支給しない。